

令和4年度 介護保険指定事業者講習会アンケート 質問と回答

該当サービス	質 問	回 答
全般	令和5年度の処遇改善計画書の期限や書式は愛知県と同様の取扱いか。	愛知県と同様の取扱いとしています。 詳しくはホームページをご覧ください。
全般	認知症介護基礎研修は、介護助手、介護補助職員も受講義務があるか。	受講の必要があります。 全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないとされています。
介護予防・日常生活支援総合事業	運営推進会議について、介護予防通所介護相当サービス事業所は開催の必要はあるか。	運営推進会議の開催が基準で定められているサービスは地域密着型サービスになります。 介護予防通所介護相当サービス等の介護予防・日常生活支援総合事業においては開催は義務付けられていません。
地域密着型サービス	運営推進会議について、市町村職員には、知多北部広域連合や学校の教員も含まれるのか。	市町村職員は、事業所の所在する市町の介護保険担当課の職員となります。 東海市→高齢者支援課 大府市→高齢障がい支援課 知多市→長寿課 東浦町→ふくし課
地域密着型サービス	運営推進会議について、知見を有する者はどのような者が対象か。	他法人の同サービス事業所の管理者や、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方等が挙げられます。
居宅介護支援	居宅介護支援についても、重要事項説明書へ第三者評価の実施状況について記載が必要か。	記載する必要があります。 重要事項説明書へは、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載してください。 なお、重要事項説明書は、利用申込者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、事業所での掲示が義務付けられています。
居宅介護支援	ケアプラン変更時の再アセスメントについて、毎月のモニタリング表に、面接日時、聞き取った方の氏名、身体状況、新たな課題・要望、プランの変更理由を記載する方法でもよろしいか。なお、支援経過にも同様に記録するものとする。	アセスメント→ケアプラン作成に当たって解決すべき課題を把握すること。 モニタリング→ケアプランで立てた目標に対しての実施状況を把握すること。 それぞれの目的、確認項目が異なることから、アセスメントシートとモニタリング表を分けて管理していくことが望ましいと思われますが、 事業所において、それぞれの業務目的を十分に押さえた上で適切なケアマネジメント業務に繋がる書類の作成及び管理の方法を検討し、判断してください。